

## ◇「上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則」の概要

### 1 改正の理由

平成25年4月1日から上尾市民体育館の管理については、指定管理者による管理に移行することが予定されている。これまで、直営による管理においては、上尾市民体育館に関する事務のうち、①特別の事情があるときにおいて、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めること、②事情により利用時間を変更すること、以上2点については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会教育長に委任している状況にある。

一方、先般、一部改正された「上尾市民体育館条例」においては、休館日の変更等及び利用時間の変更については、指定管理者が教育委員会の承認を得て変更する旨、規定され、平成25年4月1日から施行される予定であることから、所要の改正を行うものである。

### 2 改正点

これまでの教育委員会所管施設における休館日の変更等を教育長に委任する方針は維持しつつ、指定管理者制度移行に伴う上尾市民体育館条例の一部改正を踏まえ、次に掲げる事務を教育長に委任する。

- (1) 事情により休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めるとの指定管理者からの申出を承認すること。
- (2) 事情により利用時間を変更するととの指定管理者からの申出を承認すること。

### 3 施行期日 平成25年4月1日

## ◇上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成22年上尾市教育委員会規則第4号）

## 新旧対照表

改正前 ( <u>      </u> 改正部分)	改正後 ( <u>太字</u> 改正部分)
<p>(委任事務)</p> <p>第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次に掲げるものを教育長に委任する。</p> <p>(1) 上尾市立人権教育集会所に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 特別の事情があるときにおいて、使用時間を変更すること。</p> <p>イ 管理上必要と認めたとときにおいて、臨時に休所日を定めること。</p> <p>(2) 上尾市図書館、分館及び公民館図書室に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 特別の事情があるときにおいて、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めること。</p> <p>イ 特別の事情があるときにおいて、利用時間を変更すること。</p> <p>ウ 図書館資料の館外利用に必要な利用カードを交付すること。</p> <p>エ 図書館資料の館外利用を許可すること。</p> <p>オ 視聴覚教材教具の利用を許可すること。</p> <p>(3) 上尾市民体育館に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 特別の事情があるときにおいて、<u>休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めること。</u></p> <p>イ <u>事情により利用時間を変更すること。</u></p> <p>(4) 上尾市民ギャラリーに関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 管理上必要があるときにおいて、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めること。</p> <p>イ 管理上必要があると認めるときにおいて、利用時間を臨時に変更すること。</p> <p>(5) 特別の事情があると認めたとときにおいて、上尾市立公民館の開館時間を変更し、又はその休館日に開館し、若しくは臨時に休館日を定めること。</p> <p>(6) 上尾市図書館瓦葺分館集会室に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 管理上必要があるときにおいて、利用に供さない日を変更し、又は臨時に利用に供さない日を定めること。</p> <p>イ 特別の事情があると認めたとときにおいて、利用時間を臨時に変更すること。</p>	<p>(委任事務)</p> <p>第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次に掲げるものを教育長に委任する。</p> <p>(1) 上尾市立人権教育集会所に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 特別の事情があるときにおいて、使用時間を変更すること。</p> <p>イ 管理上必要と認めたとときにおいて、臨時に休所日を定めること。</p> <p>(2) 上尾市図書館、分館及び公民館図書室に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 特別の事情があるときにおいて、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めること。</p> <p>イ 特別の事情があるときにおいて、利用時間を変更すること。</p> <p>ウ 図書館資料の館外利用に必要な利用カードを交付すること。</p> <p>エ 図書館資料の館外利用を許可すること。</p> <p>オ 視聴覚教材教具の利用を許可すること。</p> <p>(3) 上尾市民体育館に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p><b>ア 事情により休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めるとの指定管理者からの申出を承認すること。</b></p> <p><b>イ 事情により利用時間を変更すると指定管理者からの申出を承認すること。</b></p> <p>(4) 上尾市民ギャラリーに関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 管理上必要があるときにおいて、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めること。</p> <p>イ 管理上必要があると認めるときにおいて、利用時間を臨時に変更すること。</p> <p>(5) 特別の事情があると認めたとときにおいて、上尾市立公民館の開館時間を変更し、又はその休館日に開館し、若しくは臨時に休館日を定めること。</p> <p>(6) 上尾市図書館瓦葺分館集会室に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 管理上必要があるときにおいて、利用に供さない日を変更し、又は臨時に利用に供さない日を定めること。</p> <p>イ 特別の事情があると認めたとときにおいて、利用時間を臨時に変更すること。</p>

- (7) 特別の事情があるときにおいて、上尾市平方スポーツ広場の休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めること。
- (8) 特別の事情があるときにおいて、上尾市平方野球場の休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めること。
- (9) 特別の事情があるときにおいて、上尾市平塚サッカー場の休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めること。
- (10) 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための埼玉県教育委員会規則に基づく事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員に係るものに限る。）のうち、次に掲げるもの
- ア 法第7条第1項の規定により、児童手当の受給資格及び額を認定すること。
- イ 法第26条第3項の規定により、届出を受理すること。
- ウ 埼玉県市町村立学校職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（平成18年埼玉県教育委員会規則第5号）第2条の規定により、児童手当受給者台帳を作成し、及び保管すること。
- (11) 学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）及び同条例の施行のための埼玉県教育委員会規則に基づく事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員に係るものに限る。）のうち、次に掲げるもの
- ア 学校職員の通勤手当に関する規則（昭和33年埼玉県教育委員会規則第5号）第4条の規定により、支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定すること。
- イ 学校職員の住居手当に関する規則（昭和49年埼玉県教育委員会規則第40号）第7条の規定により、支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定すること。
- ウ 学校職員の扶養手当に関する規則（昭和61年埼玉県教育委員会規則第16号）第4条の規定により、扶養手当の月額を認定すること。

- (7) 特別の事情があるときにおいて、上尾市平方スポーツ広場の休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めること。
- (8) 特別の事情があるときにおいて、上尾市平方野球場の休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めること。
- (9) 特別の事情があるときにおいて、上尾市平塚サッカー場の休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めること。
- (10) 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための埼玉県教育委員会規則に基づく事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員に係るものに限る。）のうち、次に掲げるもの
- ア 法第7条第1項の規定により、児童手当の受給資格及び額を認定すること。
- イ 法第26条第3項の規定により、届出を受理すること。
- ウ 埼玉県市町村立学校職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（平成18年埼玉県教育委員会規則第5号）第2条の規定により、児童手当受給者台帳を作成し、及び保管すること。
- (11) 学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）及び同条例の施行のための埼玉県教育委員会規則に基づく事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員に係るものに限る。）のうち、次に掲げるもの
- ア 学校職員の通勤手当に関する規則（昭和33年埼玉県教育委員会規則第5号）第4条の規定により、支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定すること。
- イ 学校職員の住居手当に関する規則（昭和49年埼玉県教育委員会規則第40号）第7条の規定により、支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定すること。
- ウ 学校職員の扶養手当に関する規則（昭和61年埼玉県教育委員会規則第16号）第4条の規定により、扶養手当の月額を認定すること。